

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月13日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	大町市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.omachi.nagano.jp/00003000/00002400/dokuji.html">https://www.city.omachi.nagano.jp/00003000/00002400/dokuji.html</a>

執行機関名 大町市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大町市就学援助費支給要綱(平成4年教育委員会訓令第1号)による就学援助費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大町市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第8の項 大町市就学援助費支給要綱(平成4年教育委員会訓令第1号)による就学援助費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	大町市就学援助費支給要綱(平成4年教育委員会訓令第1号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童(同法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。)若しくは生徒(同法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。)又は就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し就学に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資するため必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大町市就学援助費支給要綱(平成4年教育委員会訓令第1号)